平成２３年（フ）第３５５号
千葉県市川市稲荷木２丁目16番６号　コーポ榊原103号
債務者　坂野　智江
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８９号
千葉市若葉区加曽利町1555番地９
債務者　石井　昭彦
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３９３号
千葉県船橋市前原東５丁目39番14号椎葉荘２Ａ号
債務者　木下啓太郎
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３０号
千葉県市川市稲荷木１丁目33番17号ときわ荘２号室
債務者　中原ローズシェルリシング
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３８号
千葉県市川市奉免町35番地64　サンハイツ102号
債務者　島根　正子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５０号
千葉県船橋市馬込西２丁目９番１号
債務者　安田　　喬
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６３号
名古屋市名東区社台１―19　アバンツァート社台103号室、住民票上の住所名古屋市名東区亀の井３丁目43番地の１
債務者　水野　友貴
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２７号
名古屋市港区須成町２丁目13番地　須成荘１棟306号
債務者　川村秀子こと　鄭　　秀任
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１４号
愛知県北名古屋市熊之庄江川67番地　ルミエール江川Ｂ棟101号
債務者　京山　里枝
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５１号
兵庫県姫路市佃町16番地　朝日プラザ201
債務者　岩本信義こと　李　　信義
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９４６号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目78番地ガーデンハイツ西飾磨401
債務者　山田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１４号
兵庫県姫路市砥堀237番地９
債務者　杉浦　義秋
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１５号
兵庫県姫路市砥堀237番地９
債務者　杉浦香代子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１６号
兵庫県姫路市庄田87番地市営住宅３棟14号
債務者　杉浦　君夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３５号
兵庫県姫路市継254番地７、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形817番地１
債務者　米田　陽子（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７３号
兵庫県姫路市夢前町又坂518番地
債務者　山下　典子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７７号
兵庫県加古川市尾上町長田137番地の１雇用促進住宅３―302号
債務者　吉岡　信夫
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部